告示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長　酒　井　敦　司

一　道路の種類　県道

二　路　線　名　広木折原線

三　道路の区域

2bb7582d12f14ee9407ce124777993dc

旧新別	旧	新
区間	児玉郡美里町大字円良田字笹平一四一五番一地先から同郡同町大字円良田字笹平一四一一番一地先まで	
敷地の幅員（メートル）	九・九四～一四・六〇	一四・六九～二八・四五
延長（メートル）	一四一・一〇	
備考	道路改築工事による。	